

住民票が日本国内にない方の手続きについて

令和2年4月1日より健康保険法第3条第7項の一部が改正され、健康保険の被保険者に扶養される者の要件として、「日本国内に住所を有するもの」であることが追加されました。

ただし、現在、海外に居住している被扶養者で<表1>の①～⑤に該当する場合は国内居住要件の例外として被扶養者になることができます。

すでに被扶養者として認定中で、<表1>の①～⑤に該当する方のうち、令和2年4月以降に国内居住要件例外に該当するための手続き<表2>を行っていない方は「被扶養者異動届」と「例外事由の添付書類」をご提出ください。

<表1>

例外と認められる事由と必要な添付書類	
国内居住要件の例外事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生証明、婚姻証明等の写し
⑤ 上記以外の事由で日本国内に生活の基礎があると認められる者	トピー健康保険組合までお問合せください

※ 確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

<表2>

認定状況	確認ポイント	届出書類
すでに被扶養者として認定中	日本国内に住所を有せず例外要件に該当しない ⇒ 令和2年4月1日で被扶養者から削除が必要	被扶養者異動届(削除) 被保険者証
	例外事由に該当する ⇒ 被扶養者を継続	被扶養者異動届 例外事由の添付書類 <表1>